

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

日本ユニシスグループが持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、適正かつ有効な監視・監督のもと、経営者による健全かつ迅速な経営判断を可能とする仕組み(コーポレート・ガバナンス)が不可欠であり、当社はその構築および維持ならびに不断の改善を行います。また、企業の存在価値が、社会に対し貢献することにあることをふまえ、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築することができるよう、「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとして定めるとともに、当社はこの理念に沿って事業活動を進めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式に関する保有方針および議決権行使基準】

当社は、取引先との関係維持・強化により収益基盤の拡大に繋がる等、当社の企業価値向上に資すると認められる場合には、当該取引先の株式を政策的に保有することがあります。保有後においては、中長期的視点での当社の事業戦略との整合性や経済合理性等を考慮し、毎年保有の意義を検証しています。

政策保有株式の議決権については、投資先企業の株主価値ひいては当社の企業価値向上の観点から、議案ごとに内容を精査した上で賛否を判断し、全ての議案に対し、自ら議決権を行使しています。

【原則1-7 関連当事者間取引を行う場合の手続き】

- 1)当社の取締役または執行役員利益相反取引については、法務部門をはじめとする関連部署によるチェックを行ったうえで、取締役会の承認を得ることとし、取引結果を取締役に報告することとしています。
- 2)上記のほか、当社と主要株主との取引については、予め定めた基準にもとづき、取締役会への報告または承認を得ることとしています。

【原則3-1(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画】

企業理念

当社は、日本ユニシスグループが担う社会的な責任を踏まえ、経営の基礎となる企業理念を次のとおり定めています。

- ・わたしたちが社会に果たすべきこと
すべての人たちとともに、人と環境にやさしい社会づくりに貢献します
- ・わたしたちが目指すこと
社会の期待と要請に対する感性を磨き、そのためにICTが貢献できることを考え抜く集団になります
- ・わたしたちが大切にすること
 - 1.高品質・高技術の追求
社会に役立つ最新の知識を有するとともに、技量を高めます
 - 2.個人の尊重とチームワークの重視
相手の良い点を見いだし、それを伸ばすことを奨励し合い、互いの強みを活かします
 - 3.社会・お客様・株主・社員にとり魅力ある会社
ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます

中期経営計画

当社は中期経営計画を策定しており、2015-2017年度の日本ユニシスグループ 中期経営計画「Innovative Challenge Plan」を、以下の当社ホームページに掲載していますのでご参照ください。

http://www.unisys.co.jp/com/innovative_challenge_plan.html

その概要は以下のとおりです。

中期経営計画では、2つのチャレンジ領域と1つの変革領域を成長戦略としています。2つのチャレンジ領域のうち、「デジタルイノベーション」では、お客様のデジタルビジネスを最速・最適に提供するサービスとプラットフォームの運営を拡大しています。「ライフイノベーション」では、社会課題の解決に役立つ新たなサービスの創造を目指しています。また、変革領域では、進化のスピードが速いお客様のビジネスに対して、迅速かつ最適なアプリケーション資産や知財を提供する「ビジネスICTプラットフォーム」の強化を図っています。また、これらの成長戦略を支える「企業風土・人材改革」「投資戦略」を推進しています。

【原則3-1(ii) 当社におけるコーポレートガバナンスの基本的な考え方および基本方針】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書の「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

コーポレートガバナンスに関する基本方針については、「コーポレートガバナンスおよび内部統制原則」として定め、以下の当社ホームページに掲載していますのでご参照ください。

【原則3-1(iii) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

取締役の報酬は、業績連動を重視し、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮のうえ、職責に見合った報酬を支給することを原則とし、a) 固定的な月額報酬、b) 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与、およびc) 株式報酬型ストックオプションによる業績連動型報酬により構成しています。なお、社外取締役など非業務執行取締役の報酬については、業績との連動は行わず、固定的な月額報酬のみを支給しています。具体的な報酬額については、株主総会において決議された金額を上限として、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会において審議し、取締役会にて決定します。

【原則3-1(iv) 取締役候補者および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】

取締役候補者
執行役員を兼務する取締役候補者については、高いモチベーションおよび倫理観を備え、当社の経営を的確かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有している者を選定します。また、社外からの取締役候補者については、豊富な経営経験や専門知識等を有し、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言および監督を行うことができる者を選定します。取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会で策定する選定基準、選定プロセスに基づき、同委員会候補者を選定し、その答申内容を踏まえ、取締役会にて決定します。

監査役候補者
監査役候補者については、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行の監査を遂行することができる知識および経験を有し、かつ高い倫理観を有している者を選定するものとし、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会で策定する選定基準、選定プロセスに基づき、同委員会候補者を選定し、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決定します。なお、監査役のうち少なくとも1名は、財務、会計に関する適切な知見を有している者を選任します。

【原則3-1(v) 取締役候補者および監査役候補者の個々の選任理由】

取締役候補者および監査役候補者の個々の選任理由につきましては、株主総会招集通知の参考書類に記載していますので、以下のURLをご参照ください。
<http://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html>

【原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、経営の基本方針、その他経営上の重要事項の審議・決定を行うとともに、取締役および執行役員による職務執行を含め経営全般に対する監督を行う役割を担っています。そのため、取締役会においては、法令および定款に定めるもののほか、社外取締役も含めた多面的な観点からの検討が必要な事項について、審議を行っています。また、取締役会の決議事項・報告事項以外の事項については、当社経営会議規程、稟議規程、商内決裁規程などの社内規程により、各事案の重要性に則した決定権限の委譲を行い、迅速かつ効率的な意思決定を図っています。

【原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

当社では、最高経営責任者の選定プロセスの透明性を確保するため、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会において、最高経営責任者の後継者に関する計画(サクセッション・プラン)を審議し、取締役会に報告しています。当社のサクセッション・プランでは、最高経営責任者に求められる重要な資質として、真摯さ(Integrity)をベースとし、これに加え、先見性(Foresight)、洞察力(Insight)など7つの項目を重要なコンピテンシとして定めています。

【原則4-9 社外役員の独立性に関する判断基準】

当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

社外役員の独立性に関する判断基準
当社は、会社法にもとづく社外取締役および社外監査役(以下併せて「社外役員」という)のうち、東京証券取引所の独立性基準を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者を独立性を有する社外役員と判断する。

- (1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
- (2) 当社もしくはその子会社の主要な取引先または当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者(1)
- (3) 当社が多額の借入れ(2)をしている金融機関の業務執行者
- (4) 当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益(3)を受け取っている者またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者
- (5) 当社またはその子会社から多額の寄付等(4)を受けている法人・団体等の業務執行者
- (6) 上記(1)から(5)のいずれかに該当する法人・団体等において、過去3年間に業務執行者であった者
- (7) 以下に該当する者の配偶者または二親等内の親族
・上記(1)から(5)のいずれかに該当する者
・当社の子会社の取締役および業務執行者

1「当社もしくはその子会社の主要な取引先」に該当するか否かは、当該取引先に対する売上高が、直近事業年度の当社連結売上高の2%を超えるかを目安として判断する。

「当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等」に該当するか否かは、当社またはその子会社に対する当該取引先の売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%または1000万円のいずれか高い方の額を超えるかを目安として判断する。

2「多額の借入れ」に該当するか否かは、借入額が当社の直近事業年度末の総資産の2%を超えるか否かを目安として判断する。

3「多額の報酬その他財産上の利益」に該当するか否かは、直近事業年度において当社役員報酬以外に当社またはその子会社から1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っているか、または当該報酬その他財産上の利益を得ている者が法人・団体等である場合、当該法人・団体等の直近事業年度の連結売上高の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える報酬その他財産上の利益を当社またはその子会社から受け取っているか否かを目安として判断する。

4「多額の寄付等」に該当するか否かは、当社またはその子会社から年間1,000万円または当該法人・団体等の直近事業年度の年間総費用の2%のいずれか高い方の額を超える寄付等を受けているか否かを目安として判断する。

【原則4-11-1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

取締役会は、複数名の社外取締役を含む多様で豊富な経歴や知見を有する取締役に構成するとともに、取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持しています。また、経営環境の変化に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としています。

【原則4-11-2 取締役および監査役の他社役員兼任状況】

社外取締役および社外監査役による他の上場会社役員の兼任状況については、有価証券報告書 (<http://www.unisys.co.jp/invest-j/ir/sr.html>) および本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】および【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しています。また、取締役である村本守弘氏、および監査役である古谷滋海氏は、大日本印刷株式会社の常務執行役員を兼任しています。

【原則4-11-3 取締役会の実効性の評価】

当社は、取締役および監査役全員を対象に2016年度の取締役会の構成、運営、審議状況等に関するアンケートを行い、その結果をもとに取締役会において審議の上、取締役会の実効性評価を実施しました。

その結果、取締役会の人数ならびにメンバー構成における知識・経験・能力のバランスは妥当であり、取締役会の運営、および取締役会での審議を通じた経営陣に対する監督等が適切に行われていることが確認されました。

今後も当社事業に関する社外役員の理解が深まるよう情報提供の拡充を進めるとともに、取締役会メンバーの多様な知識・経験を活かし、持続的な価値創造に資する事業戦略やESG(環境、社会、ガバナンス)に関する議論を進めてまいります。

当社は、今後も毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、更なる向上に努力してまいります。

【原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニングの方針】

1) 当社は、社外取締役および社外監査役に対し、その就任時および就任後も適時に、当社グループの事業内容、財務状況、組織体制および経営課題等について、経営陣または関係部署より説明を行うなどして、十分な理解を得られるよう努めています。

2) 当社は、取締役および監査役がその役割および責務を十全に果たすために必要となる、業界・技術動向、財務・法務戦略等に関して、外部の専門家による研修等の機会を設け、その研鑽を支援しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 基本的な考え方

当社は、株主、投資家のみなさまに適時、適切な情報をお届けするために、社長およびCFOが中心となり、積極的なIR活動を行っています。

2. IR体制

専任のIR担当部署を設置しており、関連部署およびグループ各社等と適宜情報交換を実施することにより、適切な情報開示を行うための連携体制を整えています。

3. 対話の方法

株主・投資家との対話の機会として、決算説明会、事業説明会、施設見学会等を実施し、当社の企業経営や事業活動についての説明に努めています。

4. フィードバック体制

株主・投資家からいただいた意見および懸念事項については、経営陣幹部および取締役に適宜フィードバック等を実施しています。

5. インサイダー情報の管理

決算発表前の情報漏洩を防止し、公平性を確保するために、決算発表前の一定期間を沈黙期間として設定し、この期間は決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしています。また、「インサイダー取引管理規程」を制定し、インサイダー情報の漏洩防止に取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大日本印刷株式会社	20,727,410	18.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,352,400	11.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,644,900	6.97
農林中央金庫	4,653,800	4.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,413,600	3.11
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	3,007,900	2.74
三井物産株式会社	2,448,509	2.23
日本ユニシス従業員持株会	2,273,805	2.07
GOVERNMENT OF NORWAY	2,171,700	1.98
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,847,300	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 「大株主の状況」は2017年3月31日現在の状況を記載しています。なお、上記の他、当社は自己株式9,350,622株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.52%）を保有しています。
- 2016年11月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No.1において、野村證券株式会社ならびにその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLCおよび野村アセットマネジメント株式会社が2016年11月15日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨が記載されていますが、当社として2017年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

・野村證券株式会社	保有株券等の数:270,438株	株券等保有割合:0.25%
・NOMURA INTERNATIONAL PLC	保有株券等の数:120,057株	株券等保有割合:0.11%
・野村アセットマネジメント株式会社	保有株券等の数:6,323,400株	株券等保有割合:5.77%
・合計	保有株券等の数:6,713,895株	株券等保有割合:6.12%
- 2017年1月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社ならびにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および日興アセットマネジメント株式会社が2017年1月13日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨が記載されていますが、当社として2017年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

・三井住友信託銀行株式会社	保有株券等の数:3,041,300株	株券等保有割合:2.77%
・三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	保有株券等の数:238,900株	株券等保有割合:0.22%
・日興アセットマネジメント株式会社	保有株券等の数:1,454,700株	株券等保有割合:1.33%
・合計	保有株券等の数:4,734,900株	株券等保有割合:4.32%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

大日本印刷株式会社は、当社株式20,727,410株（議決権所有割合:20.68%、2017年3月31日現在）を所有する当社の主要株主です。当社は、大日本印刷株式会社との間で、2012年8月9日付で、クラウド事業、新プラットフォームサービス事業およびマーケティング・販売連携の各分野における業務提携を内容とした「業務提携等に関する契約」を締結しています。当社の取締役9名のうち1名、および監査役5名のうち1名は、大日本印刷株式会社の常務執行役員を兼務しています。当社は、その事業活動や経営判断にあたり、企業価値の向上および株主全体の利益を追求する自らの経営判断を行っており、独立性を有しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
川田 剛	税理士													
藺田 綾子	他の会社の出身者													
佐藤 智恵	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川田 剛			川田氏は、税務・会計分野における高度な専門的知見に加え、社外役員としての豊富な経験を有しておられることから、当社の経営に対しこれらを活かした助言をいただくこと、および社外の客観的かつ公正な立場から経営を監督いただくことを期待して、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。

<p>園田 綾子</p>	<p>当社は、園田綾子氏が代表取締役を務める株式会社クレアンに対し、当社のCSR推進に関わる支援業務を委託し、業務委託料を支払いましたが、当社から同社への支払額は150万円(同社の直近事業年度における売上高の0.3%未満)です。</p>	<p>園田氏には、長年にわたりCSRや環境経営の分野で多数の企業を支援してこられた実績や、女性活躍を促進する活動にも力を注いでこられた経験を生かして、今後の当社経営に多角的な視点でアドバイスいただくことを期待して、社外取締役に選任しています。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。</p>
<p>佐藤 智恵</p>	<p>当社は佐藤智恵氏に対して、直近事業年度に当社が主催したセミナーでの講演に対する講演料を支払いましたが、その金額は100万円未満です。</p>	<p>佐藤氏は、作家として米国経営大学院に関わる著書を多数執筆し、株式会社ボストンコンサルティンググループにおいて経営戦略コンサルタントとして活躍されるなど、経営について豊富な経験、知見を有していることから、当社が推進するビジネスモデル変革に対し、客観的・専門的見地から実効性のある助言、サポートをしていただくことを期待し、社外取締役に選任しています。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。</p>

<p>指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無</p>	<p>あり</p>
-----------------------------------	-----------

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	3	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	3	1	0	0	社内取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、当社役員の人事および報酬に関する事項を審議・答申するため、取締役会の諮問委員会として設置しています。指名・報酬委員会の役割は以下のとおりです。

- 1) 当社の取締役および監査役候補者の選定ならびに執行役員の選任に関して、その選定・選任基準および選定・選任プロセスならびに具体的な人事案につき検討・提言を行う。
- 2) 当社の取締役および執行役員の報酬に関し、報酬体系のあり方ならびに報酬基準および報酬決定プロセスにつき検討・提言を行う。

【監査役関係】

<p>監査役会の設置の有無</p>	<p>設置している</p>
<p>定款上の監査役員数</p>	<p>員数の上限を定めていない</p>
<p>監査役員数</p>	<p>5名</p>

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、社長直属の独立した当社社内組織として、内部監査部を設置しています。

監査役、会計監査人、内部監査部の連携状況は以下のとおりです。

- ・内部監査部、監査役(社外監査役を含む。以下同じ。)、会計監査人は、三様監査連絡会を開催し、各種意見交換を行っています。また、それぞれ随時意見交換を実施しています。
- ・監査役は、監査役会の定める監査計画に関し、内部監査部と意見交換を実施しています。
- ・会計監査人は、監査計画に関する説明会および監査に関する報告会を実施し、監査役、内部監査部等に報告、意見聴取を行っています。

- ・会計監査人による支社および子会社への往査に、監査役、内部監査部長が同行しています。
- ・内部監査部は、監査計画の策定時に、監査役より助言を得ています。
- ・内部監査部の監査計画および監査結果は、社外取締役、監査役が出席する取締役会において報告されています。
- ・内部監査部が実施する講評会に、監査役が出席し、報告を受けるとともに意見を述べています。
- ・内部監査部は、内部統制部門の活動状況を確認し、監査を実施しています。
- ・内部監査部は、会計監査人の要請に応じ、監査結果を開示しています。
- ・社外取締役、監査役が出席する取締役会において、内部統制システムの運用状況につき、報告がされ、必要に応じ見直しが行なわれています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内山 悦夫	他の会社の出身者													
古城 春実	弁護士													
矢内 訓光	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内山 悦夫		内山氏は、当社の主要取引先・主要借入先である農林中央金庫のご出身ですが、同金庫を2009年6月に退職して8年が経過しています。また、同金庫のグループ会社を2014年6月に退職して3年が経過しています。	内山氏には、金融機関における長年の業務経験および経営者としての幅広い見識を当社の経営全般の監査に活かしていただくことを期待して、社外監査役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、独立役員に指定しています。
古城 春実			古城氏は、弁護士および裁判官として培われた法律専門家としての豊富な知識や経験を有しています。その知識や経験を活かし、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行を監査していただくと考え、社外監査役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、独立役員に指定しています。

矢内 訓光		<p>矢内氏は、公認会計士として培われた企業会計に関する専門的な知識や経験とグローバルに活躍された知見・経験を有しています。その知識や経験を活かし、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行を監査していただくと考え、社外監査役に選任しています。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、独立役員に指定しています。</p>
-------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

- ・当社の取締役（社外取締役を除く）の賞与について、東証コーポレートガバナンス・コードの制定を受け、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うとともに、取締役の年度業績に対する責任を明確にすべく、2017年3月期より、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動型賞与を導入しました。
- ・上記に加え、当社および主要子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員（以下、適用対象者）に対する報酬に関し、連結業績との連動性を明確にし、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆様と共有することで、継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、2012年度に導入した、「業績連動型報酬制度」の考え方にに基づき、株式報酬型ストックオプションを付与しています。2018年3月期の「業績連動型報酬制度」の概要は以下のとおりです。
 - (1)適用対象者に対する報酬の一部（職位にかかわらず一律10%）については、現金での支給から移行し、株式報酬として新株予約権を付与する。
 - (2)適用対象者に付与された新株予約権については、2018年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益が期初計画どおりに達成され、かつその他条件が満たされた場合を100%として計画達成率を算出し、達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を0～200%の範囲内で変動させる。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
該当項目に関する補足説明 更新	

1. グループ丸となった業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、企業価値の増大を図ることを目的として、2003年度から2009年度まで、当社および当社連結子会社の取締役、執行役員および従業員に対してストックオプションを付与していました。
2. 2012年度より、当社グループ業績の成否に重要な役割を担う以下の対象者に対して、「業績連動型報酬制度」の考え方にに基づき、株式報酬型ストックオプションを付与しています。
 - ・当社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員
 - ・当社連結子会社のユニアデックス株式会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

2017年3月期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)に係る取締役の報酬等の総額は、285百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役および監査役の報酬を決定するにあたっての方針と手続は以下のとおりです。

a. 取締役の報酬等について

取締役の報酬は、業績連動を重視し、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮のうえ、職責に見合った報酬を支給することを原則とし、a) 固定的な月額報酬、b) 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与、およびc) 株式報酬型ストックオプションによる業績連動型報酬により構成しています。なお、社外取締役を含む非業務執行取締役については、固定的な月額報酬のみを支給しています。

具体的な支給額については、株主総会において決議された金額を上限として、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会において審議し、取締役会にて決定します。

・月額報酬は、1993年6月25日開催の第49回定時株主総会において月額35百万円以内と決議しています。

・取締役賞与は、2016年6月28日開催の第72回定時株主総会において、総額年1億円を上限とし、当面の間は、親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%を支給基準とする旨決議しています。

b. 監査役の報酬等について

独立した立場からの監査の実効性を確保するため、監査役の報酬等については、業績との連動は行わず、監査役の協議により固定報酬である月額報酬につき決定しています。

監査役の報酬額は、2006年6月22日開催の第62回定時株主総会において月額8百万円以内と決議しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会に付議する重要事項等につき、資料の事前配布を行うとともに、当該事項の主管部等が適宜説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用しています。株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレート・ガバナンスを実現するため、以下の体制を構築し、維持しています。

a. 取締役会

取締役会は独立社外取締役3名を含む取締役9名(うち女性2名)で構成され、原則として毎月開催しています。

取締役会では、会社の重要事項等の決定および重要な報告がなされています。また、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。

また、当社役員の人事および報酬に関する事項を審議・答申するため、取締役会の諮問機関として、少なくとも1名の独立社外取締役を含む複数名の取締役により構成される「指名・報酬委員会」を設置しています。

b. 監査役会

監査役は独立社外監査役3名を含む5名(うち女性1名)で、そのうち2名は常勤監査役として執務しています。

各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、業務や財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しています。なお、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるよう、専任の監査役室員が監査役の職務遂行を補佐しています。

c. 会計監査人

当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けています。

d. 業務執行体制

・経営会議

業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、代表取締役および執行役員を兼務する取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行っています。

・内部監査部

グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、社長直属の独立した当社社内組織として、内部監査部を設置しています。

・各種委員会

取締役の業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、各種委員会(ビジネス審査委員会、投資委員会、情報システム投資委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会・事業継続プロジェクト、総合セキュリティ委員会)を設置しています。

また、諮問機関として、CSR委員会およびMOT(Management of Technology)委員会を設置しています。

・執行役員制度

経営の監督と執行を分離するために、執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図っています。

・稟議制度

経営上重要な案件については、関連コーポレートスタッフ部長の専門的意見を反映させた上で、担当役員、意思決定機関(委員会)または経営会議構成メンバーの合議により決裁する制度を構築、運営しています。

なお、当社は業務執行取締役等でない取締役全員および監査役全員との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額であり、当該責任限定が認められるのは、職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、社外監査役も含めた監査体制が経営監視に有効と判断し、監査役会設置会社制度を採用しています。取締役会につきましては、変化の激しい業界であることから、業界・社内の状況に精通した執行役員を兼務する取締役(5名)を中心とし、そこに、豊富な企業経営経験等を当社の経営に活かしていただくこと、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言を行っていただくこと、実効性ある経営監督機関となっていただくことを期待して、社外より4名の取締役(うち社外取締役は3名)を選任しています。これにより、より広い視野と客観性を併せ持った意思決定と、より実効性の高い職務執行の監督が実現できると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年6月28日開催の第73回定時株主総会についての招集通知は、株主総会開催日の15日前の6月13日に発送しましたが、株主・投資家の皆様への早期情報開示の観点から、発送日の6日前の6月7日に当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト等において発送前開示を行っています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は集中日以外に設定しています。2017年度の株主総会については、集中日の前日の6月28日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定するウェブサイトをご利用いただくことによって、パソコン、携帯電話またはスマートフォン等からインターネットによる議決権の電子行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は2007年6月開催の第63回定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は株主総会招集通知の英訳版を提供しています。
その他	株主総会のビジュアル化、招集通知の電子化、当社ホームページへの招集通知および決議通知の掲載を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	社外向けWEBサイト(http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/dp.html)にて公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>四半期毎に決算説明会を開催しています。 2017年3月期については、以下のとおり開催しています。</p> <p>(1)2017年3月期第1四半期決算説明会(電話会議) 開催日:2016年8月2日、参加数:56名 説明者:代表取締役常務執行役員(CFO)</p> <p>(2)2017年3月期第2四半期決算説明会 開催日:2016年11月4日、参加数:55名 説明者:代表取締役社長</p> <p>(3)2017年3月期第3四半期決算説明会(電話会議) 開催日:2017年2月1日、参加数:51名 説明者:代表取締役専務執行役員(CFO)</p> <p>(4)2017年3月期決算説明会 開催日:2017年5月9日、参加数:56名 説明者:代表取締役社長</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、統合報告書、ファクトブック、決算説明会資料、中期経営計画説明会資料、株主総会招集通知、決議通知、株主通信等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名:財務部IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとし、株主・投資家、顧客、パートナー、従業員、地域社会等すべてのステークホルダーに配慮し、信頼関係を構築することをめざした対話に努めています。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境保全活動については、グループ会社を含む全事業所の環境マネジメントシステム(EMS)に関する国際規格ISO14001の認証を取得しています。</p> <p>「ICTが地球のためにできること」を環境活動におけるスローガンとし、ICT企業として環境負荷の低減、資源の有効利用や、持続可能な社会の形成に寄与したいと考えています。事業活動を行ううえで電気や紙の使用量の抑制や3R(リデュース、リユース、リサイクル)促進に努めるとともに、可能な限り環境負荷の少ないシステム構成部品や備品などを購入する「グリーン調達」を行っています。</p> <p>また、環境配慮型、省エネルギーのデータセンターでのアウトソーシングサービスの提供、充電インフラシステムサービスの提供など、当社グループが提供するICTソリューションを通じて、環境負荷を軽減させるビジネスモデルの創出に努め、お客様の事業活動における業務効率改善や環境負荷削減にも貢献しています。</p> <p>CSR活動については、「わたしたちが社会に果たすべきこと」を「すべての人たちとともに、人と環境にやさしい社会づくりに貢献します」とする企業理念に照らし、本業であるICTサービスを通じて社会的課題の解決に取り組むとともに、ISO26000をガイドラインとして推進しています。</p> <p>国連グローバル・コンパクトには2014年3月に署名し、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に関する基本10原則を支持しています。</p> <p>2016年12月、日本ユニシスグループのCSRマテリアリティ(重要課題)5項目「1.ビジネスエコシステムを通じた社会課題の解決」「2.ICTを利用したレジリエントな社会インフラの構築」、「3.バリューチェーン全体で取り組む安心・安全な製品・サービスの持続的な提供」、「4.ダイバーシティの推進」、「5.健康経営の実践」を策定し、PDCAサイクルに則った取り組みに着手しています。</p> <p>CSRの個々の取り組みの詳細につきましては、当社CSRサイト(http://www.unisys.co.jp/csr/)で報告しています。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>ディスクロージャーポリシーにもとづき、IR活動等を通じてステークホルダーとのコミュニケーションを促進しています。</p>
その他	<p>【女性の登用に関する現状や登用促進に向けた取り組みについて】</p> <p>中期経営計画における風土改革施策の一環として検討を進めている働き方の変革においてもダイバーシティの観点を盛り込んでおり、女性を始めとしたあらゆる社員が生産性高くワークライフバランスを取りながら活躍する環境作りに取り組んでいます。女性活躍支援としては2007年に就業継続に関わる諸制度を一新し、法定を上回る産休・育休制度、短時間勤務制度、介護・看護休暇等を整え、また新しいワークスタイルとして在宅勤務制度も拡充しました。復職する女性社員と上司を対象としたセミナーの開催や育休前後の個別相談等の支援施策も実施しています。その結果、現在では育児休職からの復職率はほぼ100%となり(90%以上を10年以上継続中)、より多くの女性社員が家庭と仕事の両立を果たしています。</p> <p>女性社員の活躍と登用を更に推進するため、採用の拡大を図り、キャリア形成と登用促進を目的とした女性社員の階層別育成に取り組んでいます。また、女性管理職比率に関しては、2020年までに10%とする計画の下、2016年度の4.8%から2017年度は6.5%となり、順調に成果を出しています。</p> <p>なお、当社の取締役9名のうち2名、監査役のうち1名が女性です。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループでは、内部統制の目的である「業務の有効性および効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を達成するべく、以下の通り、内部統制システムの適切な整備・運用、継続的改善に努めています。

a. 業務の有効性および効率性の向上

- 当社グループでは、中期経営計画を立案し具体的な経営目標を定めるとともに、業務の有効性および効率性の向上のための体制整備に努めています。
- ・中期経営計画の達成に向けた事業戦略および利益計画を策定し、四半期ごとの経営レビューにて、進捗状況の確認、評価を行っています。
 - ・経営会議および各種委員会にて、業務執行の重要事項について、意思決定を行うとともに、事業部門に適切な権限の委譲を行うことにより、迅速な業務執行を図っています。
 - ・商品やサービスの提供および資本参画等の事業投資に係る投資の効率性を確保するため、投資委員会にて、商品やサービスの事業計画の妥当性および資本参画等の事業投資の妥当性等について審議、評価を行っています。また、サービスビジネスの採算性を確保するため、ビジネス審査委員会にて、重要なシステムサービス案件等の実施計画の妥当性等について審議、評価を行っています。

b. 財務報告の信頼性確保

- 当社グループでは、財務報告の信頼性を確保するために、「NULグループの適正な財務報告を行うための基本方針」を定め、経営者・社員が遵守、実践しています。
- ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO)の統括のもと、財務報告に関わる内部統制担当部署を定め、業務執行部署における整備作業を支援すると共に、整備・運用状況の評価をしています。評価結果は都度、業務執行部署から経営者に報告され、経営者がその妥当性を確認しています。なお、不備等を発見した場合は、業務執行部署が速やかに改善を行っています。
 - ・当社グループは、適正な財務報告が企業の社会的責任であることを常に念頭に置き、財務報告の虚偽につながる不正や誤りが生じないよう各種規程や、マニュアル等の整備を行っています。また、業務分掌を明確にすると共に、日常モニタリングによって把握された問題は、適時・適切に報告される仕組みを構築するなど、内部統制の充実に努めています。

c. 事業活動に関わる法令等の遵守(コンプライアンス)

- 当社グループでは、コンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」、「グループ・コンプライアンス基本規程」および「日本ユニシスグループ役員行動規範」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行うこととしています。
- この実現のため、当社グループでは、「コンプライアンス委員会」を設置し、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)の統括のもと、コンプライアンス・プログラムの推進を図っています。そして、コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、当社グループ各社の全役職員に対して、eラーニングや研修会等の実施によるコンプライアンスに関する継続的な教育・啓発活動を実践しています。また、コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、コミュニケーション・ルートを設定しています。さらに、コンプライアンス委員会および監査役への直接の報告・相談ルート(ホットライン)を確立するとともに、ホットライン利用者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じています。

d. 資産の保全(リスク管理)

- 当社グループでは、事業活動を行う上で、様々なリスクと向き合っており、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を策定するとともに、未然防止策や発生時の対応策を整備することにより資産の保全を図っています。

このため、当社グループは、グループ全体のリスク管理の統括・指揮管理を行うためチーフ・リスク・マネジメント・オフィサー(CRMO)を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しています。

リスク管理委員会では、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を整備しています。現在、情報管理関連リスク、システム開発関連リスク、災害・事故関連リスクなど約130項目のリスク管理項目に分類しており、各リスク管理項目に対しては当該リスクの統制を担当するスタッフ部門または委員会等が管理規程や具体的な未然防止策・発生時対応策を立案し対応しています。

万一の重大リスク発生時には、発生部署または委員会等からリスク管理委員会へ速やかに報告され、そのリスクの影響度に応じて「リスク対策会議」または「リスク対策本部」を設置し的確に対処する体制を敷いています。

なお、地震や新型インフルエンザ等による事業継続リスクについては、リスク管理委員会委員長を本部長とする「事業継続プロジェクト」にて、安全確保、社内業務復旧、顧客対応の各観点から事業継続計画(BCP)の策定・継続的な見直し、改善を実施しています。事業継続プロジェクト本部長は、有事の際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、事業継続のための活動を開始します。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況については、グループ会社の自律経営を原則としたうえで、当社ならびにグループ会社の経営効率の向上および経営理念の統一化を図りグループとしての発展を遂げるために制定した「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社毎に設けた主管部署を通じて、親会社としての適切かつ実効的なグループ会社管理を行っています。

また、子会社・関連会社に対し、当社から取締役および監査役を派遣し、派遣先会社の取締役の職務執行を監督しています。

以上のほか、会社法に則り、「株式会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」を取締役会で決議し、社外向けWEBサイト(<http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf>)にて開示しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、断固として対決していきます。

2. 整備状況

- ・「反社会的勢力との関係不保持および助長行為の排除を方針とする」ことを上記「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」(<http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf>)に定めています。

- ・当社が反社会的勢力と取引関係を持たないために、取引担当者による確認と審査部署による審査を並行して行う審査体制をとっています。
- ・反社会的勢力との取引の事前防止のため、および事後に取引先が反社会的勢力と判明した場合の取引遮断を容易にするために、当社の標準契約書に暴力団排除条項を導入しています。
- ・取引先が反社会的勢力と判明した場合は、対策本部を設置し、速やかに反社会的勢力との取引を遮断します。
- ・対応事例をコンプライアンスガイドに記載し、従業員への周知を行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は現在、買収防衛策を導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【コーポレート・ガバナンス体制について】

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、【コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図】のとおりです。

【適時開示体制について】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示についての基本方針

日本ユニシスグループでは、東京証券取引所の有価証券上場規程等における適時開示に関する規定(以下「適時開示規定」といいます)に則り、CFO(チーフ・ファイナンシャル・オフィサー)を情報取扱責任者として定めるとともに、内部情報の管理および開示に関する社内規程に従い、以下のとおり子会社を含めた内部情報管理体制を構築・運用し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等(以下、「重要事実」といいます)の適時開示を図っています。また、このほか当社の判断により、当社をご理解いただくために有効と思われる情報についても、積極的かつ公平に開示しています。

2. 当社に係る情報

(1) 決定事実に関する情報

- ・重要な決定事項については、取締役会(原則月1回開催)または代表取締役および執行役員を兼務する取締役により構成される経営会議において決定しています。
- ・決定された重要な事項については、適時開示規定に準拠し、開示の必要性を情報取扱責任者ならびに広報部および法務部等の関連部署にて協議し、開示が必要となる場合には、速やかに開示手続きをとっています。

(2) 発生事実に関する情報

- ・当社に重要事実または重要事実と推定される事実の発生、もしくはそれら事実の発生が想定される場合、当該事項の所管部は速やかに広報部および法務部へ連絡しています。
- ・発生した重要な事項について開示が必要となる場合には、広報部および法務部は情報取扱責任者に報告のうえ、速やかに開示手続きをとっています。

(3) 決算に関する情報

- ・決算に関する情報については、広報部および法務部等の関連部署は、取締役会での承認・報告の後、速やかに開示手続きをとっています。
- また、業績予想の修正等については、修正内容が明確になり次第、速やかに開示手続きをとっています。

3. 子会社に係る情報

各子会社に係る重要な情報については、各子会社を管理する主管部が速やかに当社広報部および法務部へ連絡し、開示が必要となる場合には、広報部および法務部が速やかに開示手続きをとっています。

上記2および3において、重要事実該当するかどうか疑わしい場合は、関連部署の協議に基づき情報取扱責任者がこれを決定しています。

金融商品取引法に基づく重要事実等の開示については、電子開示システム(EDINET)を通じ、有価証券報告書、臨時報告書等を関東財務局宛てに提出しています。

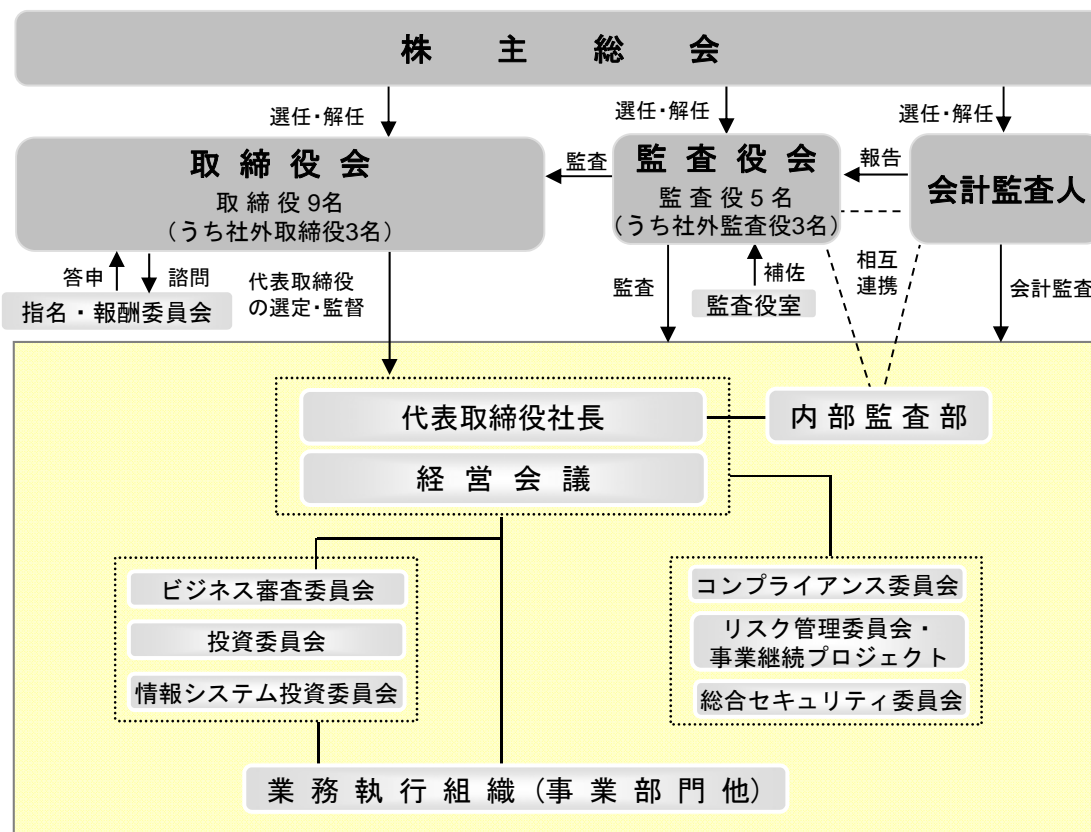
4. 重要事実の開示手続き

情報取扱責任者ならびに広報部および法務部等の関連部署は協議のうえ、速やかに当該重要事実を開示しています。

なお、重要事実の開示は広報部が行い、東京証券取引所の提供する適時情報開示伝達システム(TDnet)、当社ホームページ、東京証券取引所兜倶楽部における資料投函、記者会見等により開示しています。

また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問い合わせについては、広報部を中心に対応しています。

【 コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図 】



※上記のほか、当社では諮問機関として、CSR委員会およびMOT (Management of Technology) 委員会を設置しています。

【 適時開示体制の概要模式図 】

